# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業 に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

静岡県富士宮市長

### 公表日

令和6年7月19日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

連絡先

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務					
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務					
	新型コロナウイルス感染症の影響や、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、以下の給付金の支給事務を行う。 その際、支給要件を判定するために必要な情報を個人番号を利用して管理するもの。					
②事務の概要	・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(令和4年12月31日終了) ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(令和5年3月31日終了) ・令和5年度富士宮市価格高騰重点支援給付金(令和6年6月30日終了) ・令和6年度富士宮市価格高騰重点支援給付金(※令和六年度物価高騰対策給付金のうち新たな住民税均等割非課税世帯への給付【R6非課税給付】、新たな住民税均等割のみの課税世帯への給付【R6均等割のみ課税化給付】、新たな低所得子育て世帯への加算【R6こども加算】)					
③システムの名称	(1)団体内統合宛名システム (2)中間サーバー (3)個人住民税システム					
2. 特定個人情報ファイ	ル名					
住民税非課税世帯等に対す	する臨時特別給付金支給対象者リスト					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	●公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律 第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 第135の項 ●番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条					
4. 情報提供ネットワーク	クシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	【情報照会の出来る法的根拠】 ●番号法第19条第8号 別表135の項 ●番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項					
5. 評価実施機関におけ	ける担当部署					
①部署	富士宮市保健福祉部福祉企画課					
②所属長の役職名	福祉企画課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開え	示•訂正•利用停止請求					
請求先	総務部行政課 住所:〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地					
8. 特定個人情報ファイ	ルの取扱いに関する問合せ					

保健福祉部福祉企画課 住所:〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			16年6月3日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[ 基礎	項目評価	i書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じた	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	クシステムを					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・3	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査								
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ O ]	内部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

#### 変更箇所

変更箇	· <u>丌</u>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月1日	I 1. ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面する市民の生活支援として、速やかに1世帯当たり10万円の「住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金」を給付する。その際、支給要件を判定するために必要な情報を個人番号を利用して管理するもの。	新型コロナウイルス感染症の影響や、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏ま え、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住 民税非課税世帯等)に対して以下の給付事務 を行う。 その際、支給要件を判定するために必要な情 報を個人番号を利用して管理するもの。 ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付 金(令和4年12月31日終了) ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付 金(令和5年3月31日終了) ・令和五年度富士宮市価格高騰重点支援給付 金	事後	
令和5年12月1日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	ための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第100項	●公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一第101項 ●番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条	事後	
令和5年12月1日	Ⅱ1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつの時点での計数か	令和3年12月10日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和6年4月1日	IVリスク対策 8. 監査	[〇]自己点検	[O]自己点検, [O]内部監査		
令和6年4月1日	Ⅱ1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつの時点での計数か	令和5年6月1日時点	令和6年1月1日時点		
令和6年7月19日	I 1. ②事務の概要	・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(令和4年12月31日終了) ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(令和5年3月31日終了) ・令和五年度富士宮市価格高騰重点支援給付金	・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(令和4年12月31日終了)・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(令和5年3月31日終了)・令和5年度富士宮市価格高騰重点支援給付金(令和6年6月30日終了)・令和6年度富士宮市価格高騰重点支援給付金(※令和六年度物価高騰対策給付金のうち新たな住民税均等割非課税世帯への給付【R6非課税給付】、新たな住民税均等割のみの課税地帯への給付【R6時割のみの課税とが、新たな任民税均等割のみの課税に対し、新たな住民税均等割のみの課税に対し、新たな任民税均等割のみの課税に対し、新たな任民税均等割のみの課税に対し、新たな任所得子育て世帯への加算【R6こども加算】)	事後	
令和6年7月19日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	ための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一 第101項	●公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ● 行敗手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 第135の項 番番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条	事後	
令和6年7月19日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②v法令上の根拠	【情報照会の出来る法的根拠】 ●番号法第19条第8号 別表第二(第121項) ●番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第59条の4	【情報照会の出来る法的根拠】 ●番号法第19条第8号 別表135の項 ●番号法第19条第8号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令(令和6年デジタル 庁・総務省令第9号)第2条の表160の項	事後	
令和6年7月19日	Ⅱ1.対象人数及び2.取扱者数 いつの時点での計数か	令和5年6月1日時点	令和6年6月3日時点	事後	